普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

1.（取扱店の範囲）

普通預金および無利息型普通預金(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2.（証券類の受入れ）

(1)　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(2)　手形要件（とくに振出日、受取人)、小切手用件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3)　証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4)　手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5)　証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の手数料をいただきます。

3.（振込金の受入れ）

(1)　この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2)　この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4.（受入証券類の決済、不渡り）

(1)　証券類は、受入店で取立、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちに通知するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

5.（預金の払戻し）

(1)　この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。　ただし、当金庫が認めるときは、通帳の提出を不要とします。

(2)　前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3)　この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。

(4)　同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、店頭に表示す

る毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて当金庫の任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

また、無利息型普通預金には利息を付けません

7.（手数料の取扱いについて）

（1）未利用口座管理手数料

①当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。

②未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

③この預金口座が未利用口座となった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻し請求書等によらず引き落とします。

④前 3 号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。

⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、この口座を解約することができるものとします。

（2）この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。

この預金には、本規定のほか、後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金預金共通規定」が適用されるものとします。

以上